

北 本 市 教 育 委 員 会
令 和 6 年 2 月 定 例 会 会 議 録

1 日 時	令和6年2月15日(木) 午後2時00分から3時7分まで			
2 場 所	北本市役所 会議室3-F			
3 教育長の氏名	神子修一			
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 久保田篤正
	三	委員 関根桂子	四	委員 森田高正
5 欠席した委員の氏名				
6 説明のため出席した職員	草野教育部長、加藤教育部参与、坂詰教育総務課長、木暮学校教育課長、谷掛学校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、齊藤文化財保護課長			
議案及び報告件名	議 事 の 大 要			
1 開会の宣言	神子教育長： 令和6年北本市教育委員会2月定例会を開会する。			
2 会議録の承認について	<p>神子教育長： 令和6年北本市教育委員会1月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 令和6年北本市教育委員会1月定例会の議事録については、承認としてよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 令和6年北本市教育委員会1月定例会の議事録は、承認する。</p>			
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、3番の関根委員にお願いする。			
4 議事の取扱い	<p>神子教育長： 本日の案件は、報告事項が3件、審議事項が5件の合計8件である。</p> <p>なお、本日の教委議案第5号については、議会に関する案件、教委議案第6号については、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 本日の教委議案第5号、第6号については、「非公開」審議とする。</p>			
5 報告事項(公開)	神子教育長： 教委報告第8号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告に			

<p>案件)</p> <p>(1) 教委報告第8号「教育長の決裁処分（共催・後援）の報告について」</p> <p>(2) 教委報告第9号「シンポジウム「デーノタメ遺跡から見た縄文の食文化」開催について」</p> <p>(3) 教委報告第10号「「デーノタメ遺跡」の国指定にかかる意見具申につ</p>	<p>について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： （教委報告第8号の説明）</p> <p>神子教育長： 教委報告第8号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第8号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第8号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第9号「シンポジウム「デーノタメ遺跡から見た縄文の食文化」開催について」について、文化財保護課より説明をお願いします。</p> <p>齊藤文化財保護課長： （教委報告第9号の説明）</p> <p>神子教育長： 教委報告第9号について、質疑はあるか。</p> <p>神子教育長： シンポジウムの参加者が60代、70代を合わせると67%であり、いかに若い人達に周知していくのが課題である。 今後も長く愛されるデーノタメ遺跡にしていくためには、若い世代への周知に力を入れないといけない。</p> <p>神子教育長： 他に、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第9号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第9号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第10号「「デーノタメ遺跡」の国指定にかかる意見具申について」について、文化財保護課より説明をお願いします。</p> <p>齊藤文化財保護課長： （教委報告第10号の説明）</p>
---	---

<p>いて」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第10号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第10号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第10号については、了承とする。</p>
<p>6 審議事項(公開案件)</p> <p>(4) 教委議案第4号「北本市立小・中学校職員服務規程の一部改正について」</p>	<p>神子教育長： 審議事項に入る。</p> <p>神子教育長： 教委議案第4号「北本市立小・中学校職員服務規程の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委議案第4号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第4号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： この制度を使うことが出来るのは61歳の人からということか。</p> <p>木暮学校教育課長： そのとおりである。 来年度から高齢者部分休業については取得が可能となる。</p> <p>神子教育長： 他に、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第4号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第4号については、可決とする。</p>
<p>(5) 教委議案第7号「第2次北本市子ども読書活動推進計画(案)について」</p>	<p>神子教育長： 教委議案第7号「第2次北本市子ども読書活動推進計画(案)について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委議案第7号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第7号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p>

	<p>神子教育長： 教委議案第7号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第7号については、可決とする。</p>
<p>(6) 教委議案第8号「第四次北本市生涯学習推進計画(案)について」</p>	<p>神子教育長： 教委議案第8号「第四次北本市生涯学習推進計画(案)について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委議案第8号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第8号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第8号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第8号については、可決とする。</p>
<p>7 議案審議(非公開案件)</p>	
<p>(7) 教委議案第5号「令和6年度予算案に関する意見の聴取について」</p>	<p>神子教育長： 非公開審議に入る。 教委議案第5号「令和6年度予算案に関する意見の聴取について」について、教育部長より説明をお願いします。</p> <p>草野教育部長： (教委議案第5号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第5号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第5号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第5号については、可決とする。</p>
<p>(8) 教委議案第6号「教職員(管理職)の人事内申について」</p>	<p>神子教育長： 教委議案第6号「教職員(管理職)の人事内申について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>神子教育長： 教委議案第6号について、質疑はあるか。</p>

<p>8 その他</p> <p>9 閉会の宣言</p>	<p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第6号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第6号については、可決とする。</p> <p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>学校教育課： (令和5年度卒業証書授与式告辞案について)</p> <p>生涯学習課： (人権啓発冊子ふれあいについて)</p> <p>神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会2月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p style="text-align: center;">令和6年3月2日</p> <p style="text-align: center;">教育長 <u>神子 修一</u></p> <p style="text-align: center;">署名委員 <u>関根 桂子</u></p> <p style="text-align: center;">書 記 <u>落合 元</u></p>

